

令和3年4月26日

男里浜区の皆さんへ

区長 小寺俊治

区民センターの利用停止のお知らせ

大阪府に緊急事態宣言が発令されたことに伴い、下記の期間は、区民センターの利用を停止します。

4月26日(月) ～ 5月11日(火)

- (注) ① 緊急性・公共性のある会合等については、区長判断により、例外措置を認める場合がありますので、希望者は申し出てください。
- ② 上記期間中の午後(13時～16時)は、区民センターを閉鎖します。
- ③ 緊急事態宣言の期間が延長された場合は、上記利用停止期間も延長させていただきます。